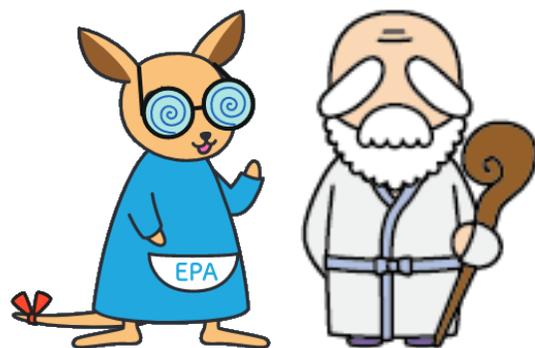


申請書から読み解く EPAの認定輸出者に求められること



令和6年8月6日
東京共同会計事務所



はじめに・・・

オリ爺

本日はEPAの第三者証明制度で判定・発給実績のある方を対象としたセミナーとなりますので、セミナー内でEPAの基本的な考え方にかかるご説明は行いません。

また、法人に所属される企業の方向けの内容となりますので、個人として認定輸出者となる際の要件につきましては、セミナー内ではご案内いたしません。

何卒ご了承ください。



ルーちゃん

1 認定輸出者になるうえで最も重要なこと

2 認定輸出者制度の概要

3 申請書から読み解く
認定輸出者の認定基準・運用・義務

項目1

項目2

項目3

項目4

項目5

イ

ロ (1) ①

ロ (1) ②

ロ (2) ①

ロ (2) ②

ロ (3)

ハ

4 第二種特定原産地証明書・第二種原産品誓約書

5 不適切な事例

6 本日のおさらい

1. 認定輸出者になるうえで最も重要なこと



認定輸出者になるうえで最も重要なこと

第三者証明制度を利用せず、認定輸出者として原産地証明書を作成するということは**審査機関である日本商工会議所と同じように社内において輸出品が原産品であるか判断できること**が求められます。そのため、認定輸出者の業務に携わる全ての方が下記2点に精通していることが求められます。



日本の認定輸出者がこれらを守ることが日本の原産地証明制度に対する各国からの信頼の礎となります。



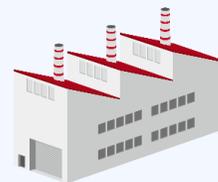
「①EPAにかかる業務知識」を確認してみよう

これから行うクイズに対して、認定輸出者の業務に携わる全ての方が
全問正解できることが前提条件！

まだEPAの勉強途中という方は、認定輸出者になるためには、どの程度の理解が必要なのかイメージを持っていただくためにも是非ご参加ください！



本店の方



工場の方

①EPAにかかる業務知識



統括責任者



法令遵守の責任者



第二種特定原産地証明書の
作成にかかる業務の実務者



EPAクイズ！ YES or NO



最終加工が日本で行われている製品であれば、必ずEPAの原産品となる



加工品、工業品の原産性を立証する場合、「完全生産品」として立証することが効率的だ



材料全てを日本のメーカーから購入している場合、「原産材料のみから生産される製品」として必ず立証できる



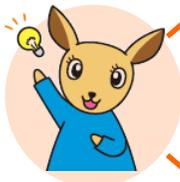
「非原産材料を使用して生産される製品」として立証する場合、必ずCTCルールとVAルールの2つの基準から使いたい方の基準を選択できる



「非原産材料を使用して生産される製品」として立証する場合、一般規則が設定されていない協定においては、必ず品目別原産地規則に従わなければならない



EPAクイズ！ 正解



NO

EPAの原産品とならないこともある



NO

「完全生産品」として立証することは困難もしくは不可能である



NO

「原産材料のみから生産される産品」として立証できるとは限らない



NO

選択できない場合もある



YES

必ず品目別原産地規則に従う必要がある

もちろん、このクイズが全てできたら認定輸出者の要件を満たすということではありませんが、少なくとも本日のクイズについては全てご理解いただけている程度の知識が必要となることは間違いありません。

EPAのルールにつきご不安がある方は、是非初心者向けWSをご受講いただきEPAの知識を深めていただいた上で、認定輸出者の申請を目指されてください！

経済産業省委託事業
EPA相談デスク

委託事業者：東京共同会計事務所
問合せ：こちら Mail epa-desk@epa-info.go.jp

トップページ 発給までの流れ ワークショップ EPAの活用実態 E-learning 受託企業

初心者向けワークショップ

トップページ > 初心者向けワークショップ

無料 EPA相談デスク ワークショップ

Illustration of six cartoon rabbits representing different EPA roles.

<https://epa-info.go.jp/workshop/>





「②EPA関連法」を遵守するために・・・

法令を遵守するためにはまず、以下を知ることが重要です。

- ① EPA認定輸出者はどの国内法において規定されているのか
- ② 国内法においてEPA認定輸出者に対してどの様な規定がされているのか

認定輸出者の申請書は①②を理解できていることを前提とした記載項目となっているため、本日は申請書の記載項目を軸にして、認定輸出者に求められていることをご一緒に確認していきたいと思っております。

既に認定輸出者となっている企業の方も、改めて申請書の内容を振り返りながら法令遵守の重要性を再確認する機会としていただければ幸いです。